

# 農業委員会総会議事録

(令和6年6月7日開催分)

熊本市農業委員会

日時 令和6年6月7日(金)午後3時00分

場所 熊本市国際交流会館 4階第3会議室

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 眞鍋 宣孝
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

15番 眞鍋 宣孝            16番 内田 勤矢

午後3時00分 開会

事務局            それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、議席番号15番の眞鍋委員と16番の内田委員につきましては、事前に欠席の届出がっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中22名の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長            本日は、皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、田植の時期でもあり、大変お忙しいことと思います。これから梅雨に入り、台風と大雨のシーズンになってまいります。最近は想定外の災害が起こりますので、日頃からの備えを十分に行ってまいりましょう。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会の令和5年度の事業報告と令和6年度の事業計画などが主に議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局                    ありがとうございました。  
                              総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長  
                              になり議事の進行を行うこととなっております。  
                              それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長                    それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の  
                              議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者  
                              には、6番の葭村誠一委員と7番の網田稔委員を書記に、事務局の前田  
                              啓史主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

                              本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請  
                              から追加議案第2号、会長職務代理者互選についてまでの12件で  
                              ございます。

                              初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請25件  
                              でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第  
                              2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願い  
                              いたします。

                              それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

                              12番委員の森山です。

                              1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたしま  
                              す。

                              1番、2番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請  
                              です。1番の譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻  
                              を作付される計画です。2番の譲受人は水稻を栽培されている農家で、  
                              申請地には水稻を作付される計画です。

                              以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項  
                              各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果  
                              でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長                    ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、  
                              この件について何かご意見ございませんか。

一 同                    異議なし。

議 長                    異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
                              次は、3番。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

3番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

4番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、妹への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は現在無職ですが、以前は露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

9番は、甥からの自家消費目的で贈与による所有権移転申請です。譲受人は会社員ですが、地元委員が営農計画等の聞き取りを行った結

果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。申請地にはジャガイモ、大根を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま7番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

#### 13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は土木建設業を営む個人で、申請地には水稻を栽培される計画です。譲受人には、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないとの判断いただきました。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

#### 18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

11番、12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いた

します。

1 1 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、野菜を作付されており、許可後はトウモロコシを作付される計画です。譲受人の経営面積についてですが、農事組合法人に2万7, 1 1 3 m<sup>2</sup>貸付けされており、組合としてその貸付地を耕作されております。

1 2 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後はナス、トマト、キュウリを作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1 1 番、1 2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、1 3 番。

3 番 西村清敏委員

3 番委員、西村です。

1 3 番と1 4 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 3 番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はニンニクなどを栽培する専業農家で、許可後はキウイフルーツを作付する予定です。

1 4 番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は平成24年から農地所有適格法人の代表を務める専業農家で、許可後はカンショを作付する予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1 3 番、1 4 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、15番。

4番 牧坂邦夫委員

4番委員、牧坂です。

15番から25番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番、16番は関連で、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は柿、露地野菜等を栽培する兼業農家で、許可後は柿を作付する計画です。

17番は、第三者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、ミカンを栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

18番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付する兼業農家で、許可後も水稻、露地野菜を栽培する計画です。

19番は、従弟へ贈与するために所有権を移転する申請です。譲受人は栗、露地野菜を栽培する専業農家で、許可後も栗を作付する計画です。

20番と21番は関連です。20番、21番ともに錯誤による交換のため所有権を移転する申請です。錯誤とは、親の代から当事者間で農地を取り違えて耕作を続けており、このたび誤りに気づき、これまでの耕作地をそのまま所有地へと変更するものです。

20番、譲受人は水稻を栽培する専業農家で、許可後も水稻を作付する計画です。

21番も、錯誤による交換のため所有権を移転する申請です。譲受人は従来より地元農家に貸付けを行っていましたが、このたび返納を受け、今後は柿を作付する計画です。

22番、23番は関連です。22番、23番ともに錯誤による交換のため所有権を移転する申請です。錯誤とは、先ほどの案件と同様、親の代から当事者間で農地を取り違えて耕作を続けており、このたび誤りに気づき、これまでの耕作地をそのまま所有地へと変更するものです。

22番、譲受人は水稻、スイカを栽培されている専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

23番も、錯誤による交換のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を栽培する専業農家で、許可後も引き続き水稻を作付する計画です。

24番は、新規就農のため所有権を移転する申請です。譲受人は日頃より自宅の家庭菜園で母親と野菜の栽培を行っており、定年退職を機に就農を決意し、本年4月から12月まで農業大学校にて新規就農支援研修を受講中です。今後は物産館などへの販売も視野に入れ、露地野菜の作付を計画されています。地区委員会でも聞き取りを行い、営農に関しては問題ないとの協議結果でございました。

25番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、WCSを栽培する専業農家で、許可後も水稻を作付する計画です。

以上11件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま15番から25番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

## 22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、既存住宅793.27㎡に転用面積29㎡を自宅の敷地として転用される目的で、転用面積としては適正なもの判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。なお、申請地は、平成6年12月に自宅を建て替えた際、建築確



認上は敷地の一部（29 m<sup>2</sup>）として申請を行っているものの、農地転用  
手続が行われておらず、現在まで敷地の一部として利用していた状況  
です。そのため、今回の申請に当たり、許可を得ずにこれまで使用さ  
れていたことに対しては深く反省し、おわびする旨の始末書が提出さ  
れております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一  
般基準の面を協議検討した結果、今回の申請は妥当なものと判断いた  
しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この  
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、2番。

#### 18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha  
未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代  
替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討をされましたが、  
ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を木材やパネル等の建築資材置場として整  
備し、貸付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農  
地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年12月30  
日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しておりま  
す。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立  
地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの  
協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この  
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請2  
1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基  
準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報  
告いたします。

1番は、個人が使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する許可申請  
です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種  
農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は  
不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当するものと判  
断しました。また、代替地についても検討されておりますが、実家の  
近くで安心して暮らせる居住拠点を設けたいとのことで申請地を選定  
されました。

土地利用計画は、平屋建て個人住宅1棟と敷地内通路を整備する計  
画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和  
6年7月20日から令和7年3月31日までの予定で、許可後は速や  
かに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となり  
ますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ開発許可事前審査  
回答済みとのことです。資力・信用など、転用行為の確実性が認めら  
れ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断  
されます。しかしながら、敷地内通路部分は以前から自家用車庫への  
通路として使用しており、始末書が添付されております。

2番は、建設業等を営む法人が賃借権を設定し、駐車場へ転用する  
許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10  
ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の  
選定に当たっては、代替地の検討をされておりますが、申請地は本社  
から近く、県道に面しており利便性が高く、また工事車両を駐車する  
面積が確保できることから申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、事業拡張に伴うクレーン車置場、普通自動車3台  
分の駐車場として整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判  
断されます。開発許可は不要であることを事業者へ確認しております  
が、申請地は平成21年頃から資材置場として賃貸しており、今回、

以前からの契約者と解約したことを機に農地法の手続きを行った上で契約をしたいとのことから、これまで農地法に違反していたことを深く反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書が譲渡人から提出され、申請に至っております。資力・信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、農業を営む個人が賃借権を設定し、農業用資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設等に該当し、耕作の事業に必要な不可欠な施設と判断しました。土地の選定に当たっては、これまで自宅から耕作地までに距離があり資材の運搬に不便を要していたことから、数か所の土地を検討したところ、条件の合う土地は本申請地のみだったとのことでした。

土地利用計画は、作業用トラック2台分、コンテナ、ネット、肥料等の農業用資材置場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。開発に係る建築物は建てないとのこと、開発許可は不要であることを事業者へ確認しております。しかしながら、平成7年3月の相続時から竹が繁茂し放置してきたとのこと、この申請を機に伐採され、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。資力・信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、建設事業等を営む法人が所有権を取得し、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、近隣町や申請地近くの受注により事業が拡大し、現在の資材置場が手狭となり、代替地を探されておりましたが、条件に合致する土地がほかになかったため、申請地を選定されました。

土地利用計画は、土木資材の土砂、砂利置場として820㎡、土木資材、二次製品置場として810㎡、建築資材のパネル置場として710㎡のほか、車両の通路として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断いたしました。建築物は建てない計画で、開発許可は不要であることを事業者へ確認しております。工事期間は許可日から令和7年4月30日までとのこと。資力・信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立

地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、4番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次は、5番。

#### 12番 森山哲也委員

12番委員の森山です。

5番につきましては、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆、計877㎡と他地目を合わせた総事業面積1,029.15㎡に、建築条件付売買予定地4区画を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和7年12月20日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、6番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

6番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番から13番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含め、総事業面積2,998.38㎡、転用面積2,561.53㎡に建築条件付売買予定地11区画及び道路、防火水槽、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

14番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,177.44㎡、転用面積36㎡に建売住宅木造2階建て4棟及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

15番は、所有権移転による貸し資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2

種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地241㎡を隣地で建築を営む建築会社が使用する砂利、採石等の造成資材の保管場所として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

16番、17番は、賃借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,019.50㎡、転用面積491.50㎡に普通車用32台分車両置場計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

18番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に隣接して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積405㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上13件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は適当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま6番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、19番。

#### 24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地1区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。

工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20番。

#### 4番 牧坂邦夫委員

4番委員、牧坂です。

20番から21番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3,462㎡のうち1,770㎡に発電容量99.9kw、太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連携に係る契約の内容も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和6年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また申請地は母名義の農地で実家に隣接する位置関係にあり、子育てや老後の世話等を考慮し、選定されたものです。

土地利用計画は、申請地395㎡に他地目(宅地)81㎡を加えた476㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画は問題なく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査申出書回答済で、許可の見込みはあるものと判断します。工事は令和7年3月30日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。



議長 ただいま20番、21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第4号、第5号及び第6号議案は関連ですので、併せて説明します。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

初めに、所有権移転です。一覧は議案書12ページをご覧ください。明細は議案書13ページの1番から15ページの7番までの合計7件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は7件合わせて田9,606㎡、畑5,063㎡の合計1万4,669㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書15ページの8番から17ページの15番までの合計8件で、契約期間別では6年未満が3件、10年以上が5件で、面積は8件合わせて田1万8,431㎡のみで、合計1万8,431㎡です。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

次に、再設定分です。明細は17ページの16番から20ページの21番までの合計6件で、契約期間別では6年未満が3件、10年以上が3件で、面積は6件合わせて田5万5,362㎡、畑3,173㎡の5万8,535㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第5号議案です。議案書21ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は議案書22ページの1番から66ページの113番までで、契約期間別では6年未満が59件、10年以上が54件で、面積は113件合わせて田32万9,418.67㎡、畑8万6,263㎡の合計41万5,681.67㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、権利内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。このうち、全てが一括方式となっています。

以上の案件については、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての

案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

第4号及び第5号議案の説明については以上です。

最後に、第6号議案、農用地利用集積等促進計画について説明します。

明細については、議案書67ページの1番から69ページの6番までの6件です。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっていますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案及び第5号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。  
　　次は、2番。

#### 12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出人は、ミカンを栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、令和 5 年 1 月 26 日相続開始に伴う相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は米、麦、大豆を作付されている兼業農家で、対象農地 2 筆には願出人自らが米と麦を作付されており、今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第 9 号議案、「令和 5 年度事業報告について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、別冊になっています左上に第 9 号議案と記載のある「令和 5 年度事業報告について」をお願いいたします。

まず、1 ページでございます。第 1、事業総括になります。1 の農地等の利用の最適化の活動では、(1) 担い手への農地利用の集積・集約化、(2) 遊休農地の発生防止・解消、(3) 新規参入の促進、(4) 非農地化判断の適正な実施を行ったところでございます。続きまして、中段の 2 の農地法及び農業経営基盤強化促進法関係業務では、記載のとおり、各法に基づきまして許認可等の業務を適正に行ったところでございます。

次、2 ページをお願いいたします。事業概要を記載しております。2 ページから 4 ページにつきましては、総会の開催状況を記載しております。

次に、5 ページをお願いいたします。5 ページは、各地区委員会、それから役員会、専門委員会等の開催状況を記載しているところでご

ございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページは、農地法許可業務としまして、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請及び第18条の通知や許可不要転用の届出について、令和5年度中の実績を記載しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページから8ページの上段まで、農業経営基盤強化促進事業となっており、(ア)は農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積について、権利分の種別ごとに実績を記載しております。

また、8ページの(イ)は農地移動適正化あっせん・譲受け等の候補者数を、(ウ)は各区の認定農業者数を記載しています。次に、(4)農地中間管理事業は、担い手への集積を行った実績を記載しており、(5)につきましては、農業者年金の業務状況を記載しております。

続いて、飛びまして11ページをお願いいたします。11ページにつきましては、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進事業でございます。(1)担い手への農地利用の集積・集約化、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進、(4)非農地化判断の適正な実施、(5)違反転用への適正な対応について実施したところでございます。内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。(6)の研修会等への参加につきましては、昨年度、農業委員会が実施しました地域計画に関する研修会や、熊本県農業会議が主催の農地利用最適化に関する研修会への参加を記載しているところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務でございます。(1)調査業務では、田畑売買価格等に関する調査をはじめ各種調査事業を実施し、(2)情報宣伝活動では、ホームページを活用しまして農地の売買、貸し借り等の手続や総会の議事録等を掲載しまして、効果的な宣伝活動に取り組んだところでございます。また、全国農業新聞の普及啓発も行ったところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。14ページから18ページは、第3、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況になります。これは、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関しまして、熊本県に報告するための様式でございまして、実績値等を記載しているものでございます。

まず、14ページの1、農業委員会の状況としましては、農業委員会の体制と農家・農地等の概要を令和5年4月1日現在で記載しております。

続きまして、15ページの最適化活動の実施状況では、農地の利用集積といたしまして、令和5年度の目標値、実績を記載しております。令和5年度末の集積面積の累計が6,504haで、目標集積率58.04%に対しまして59.67%と目標を達成しております。

次に、15ページ下段から16ページ中段までは、遊休農地の発生防止・解消としまして緑区分、黄色区分、新規発生について令和5年度の目標及び実績を記載しております。令和5年度末の実績は、16ページの上段でございます。上段に記載のとおりでございます。

次に、16ページ下段から17ページ上段までは、新規参入の促進としまして、令和5年度の目標及び実績を記載しております。令和5年度末の実績は、17ページ上段記載の新規参入者への貸付け等で公表しました農地の面積が33.3haに対しまして13.88haと、達成状況は、下限面積の撤廃等もありまして新規参入者の数は増加しておりますが、取得面積は目標まで至らず、41.7%で未達成となっております。今後も農政部局と連携しまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、17ページ中段からは、最適化活動の活動目標としまして、活動強化月間の設定における令和5年度の目標及び実績を記載しております。

最後に、18ページは新規参入相談会への参加としまして、令和5年度の目標及び実績を記載しております。

以上、第9号議案、令和5年度事業報告の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま令和5年度事業報告について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認め、第9号議案、「令和5年度事業報告について」は、事務局の報告どおり承認することにいたします。

続きまして、第10号議案、「令和6年度事業計画（案）」について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、左肩に第10号議案と記載のある「令和6年度事業計画(案)について」をご説明いたします。こちらの資料をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。第1の事業方針でございますが、1、農地等の利用の最適化の推進、2、地域計画、3、非農地化判断適正な実施、4、農地法等に基づいた法令業務の4つを基本的な事業方針としたいと考えております。特に2の地域計画につきましては、市内54地区を今年度中までに策定することになっており、昨年度はモデル地区を5地区において県、市、JAなどの関係機関と組織するものとし、農地利用最適化推進チームで連携、協力しながら、モデル地区の役割である目標地区の素案の作成に取り組んだところでございます。本年度も引き続き残りの49地区の計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2ページをお願いいたします。第2、事業概要になります。1の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務でございます。(1)の会議の開催から、3ページ(9)の証明発行業務まで、昨年度と同様に適正な業務を執り行ってまいります。

続きまして、4ページをお願いいたします。2の農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。(1)担い手への農地利用の集積・集約化を図りますとともに、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進、(4)非農地化判断の実施、(5)違反転用への対応、(6)研修会の参加について、今年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務につきましては、令和6年度も調査業務及び情報宣伝活動を積極的に執り行ってまいりたいと考えておりますので、記載の内容をご確認ください。

委員の皆様方におかれましては、事業概要のとおり現地調査や案件の審議並びに地元での各種相談業務など、多種多様な業務をお願いすることになりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、6ページからは、第3、令和6年度最適化活動の目標設定でございます。こちらは、本年4月8日の総会でお諮りした内容と同じものでございますが、委員の改選もございましたので、改めてご説明いたします。

6ページの1、農業委員会の状況では、農業委員会の改選を令和6年4月1日現在で、農家・農地等の概要については各統計データ等を基に記載をしております。

続きまして、7ページの最適化活動の成果・目標としまして、農地の利用集積では、現状と課題は記載のとおりで、令和11年度の目標値から令和6年度の目標を設定しています。令和6年度末の集積面積は6,604ha、集積率61%を目標値としております。

続きまして、7ページ中段からは、遊休農地の解消につきまして、現状と課題は記載のとおりでございます。緑区分、黄色区分、新規発生について、令和6年度の目標値を記載しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。新規参入の促進としまして、現状と課題は記載のとおりでございます。令和6年度の権利移動面積等の目標値を記載しております。権利移動面積の目標値は228haの1割以上、新規参入者の取得面積は22.8haを目標としております。

続きまして、8ページ中段は、最適化活動の活動目標としまして、推進委員等が最適化活動を行う日数は、目標1人当たりの活動日数、月10日以上としております。また、活動強化月間の設定目標は、3、項目に掲げており、①7月から9月が農地の集積としまして、農地中間管理機構を活用した集積・集約、②10月から12月が新規参入の促進としまして、新規参入者フォローアップを行います。③1月から3月が遊休農地の解消としまして、利用意向調査結果を踏まえた調整活動を行うこととしており、事務局より適宜情報提供を行いながら実施してまいりますので、委員の皆様方、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、8ページ下段は、新規参入相談会への参加目標としまして、令和6年度は毎月第2金曜日と第4金曜日に各農業振興センターで開催されます新規参入相談会への参加回数24回としております。

以上、第10号議案、令和6年度事業計画（案）につきまして説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま令和6年度事業計画（案）について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認め、第10号議案、「令和6年度事業計画（案）について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、追加議案第1号、「会長職務代理者の辞任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。



事務局                    それでは、追加議案第1号、会長職務代理者の辞任についてご説明いたします。

すみません、お手元資料はございませんが、去る6月5日に眞鍋会長職務代理者から、一身上の都合により6月7日、本日をもって会長職務代理者を辞任する旨の届出が農業委員会宛てに提出されております。

農業委員会等に関する法律第13条第2項に、会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されておりますので、この条文中の会長を職務代理者に読み替えて農業委員会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長                    ただいま事務局よりご説明がございましたけれども、眞鍋職務代理者が辞任されました。理由といたしますのも、やっぱり一身上の都合ということで深くは追及しておりません。辞められたことについて何かご意見、質問等ありましたら、お伺いしたいというふうに思います。

一同                    (発言する者なし)

議長                    ないようでございますので、異議なしと認め、追加議案第1号、会長職務代理者の辞任については、届出のとおり同意することに決定いたします。

続きまして、追加議案第2号、「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは、追加議案第2号、会長職務代理者の互選についてご説明いたします。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。また熊本市農業委員会の運営に関する規定第4条では、委員会に副会長2名を置き、副会長は職務代理者をもって充てると規定しておりますので、今回欠員となりました1名の互選を求めるものでございます。なお、互選の方法につきましては、熊本市農業委員会の運営に関する規定第3条の規定に基づきまして、投票による方法か、委員に異議がないときは指名推薦の方法によることができます。説明は以上でございます。

議長 長 ただいま事務局から説明がございましたとおり、会長職務代理者の互選について、投票か指名推薦、いずれの方法で行うかお諮りいたします。

はい、谷口委員。

14番 谷口憲治委員

会長にお任せします。指名してください。

議長 長 ありがとうございます。  
ただいま谷口委員から、会長による指名推薦とのご意見がございましたが、ほかにございませんか。

一同 (発言する者なし)

議長 長 ほかにないと認めます。  
それでは、会長による指名推薦の方法で互選することについてご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしと認め、会長職務代理者の互選は、会長による指名推薦の方法で行うことに決定いたします。  
それでは、職務代理者を指名させていただきます。職務代理者には、牧野正治委員を推薦いたします。牧野正治委員を会長職務代理者に推薦することについてご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしと認め、23番の牧野正治委員を新会長職務代理者に互選いたします。なお、任期は6月8日からとさせていただきます。よろしく申し上げます。

ここで、牧野職務代理者から就任のご挨拶をお願いいたします。

23番 牧野正治委員

皆さん、こんにちは。ただいまご指名をいただきました牧野と申します。何分にも浅学非才な老いぼれでございます。すがらに皆様方に

ご迷惑をかける部分も多々あるかと思えますけれども、私は私なりに精いっぱいやらせていただきたいと思いますので、何とぞ皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。  
1番から9番までの合計89件となっております。件数のみ報告いたします。  
以上です。

議長 次に、次第6のその他です。まず、地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 地域計画に関する進捗状況の報告を行います。  
本年度、地域計画策定予定の地区については、5月30日に健軍地区、東区になりますが、第1回協議が行われております。さらに尾跡地区、こちらは河内地区となりますが、6月5日に2回目の協議が行われております。今後、白浜地区及び白浜東地区が6月11日、船津・清田地区が6月13日、塩屋地区が6月18日、芳野地区が6月21日、全て河内地区となっておりますが、それぞれ2回目の協議を行う予定となっております。なお、対象地区の委員の方々には、お手数ですが協議への参加並びにご協力をお願いいたします。  
以上、報告を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 ないようですので、最後に、事務局より参考資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、最後に、表紙に参考資料と書いてある資料をお配りしております。こちらをご準備いただきたいと思います。  
こちら、本年度の農業委員会業務を行う上での参考資料として作成

させていただいたものになります。簡単に内容を説明いたします。

まず、開いていただいて1ページをご覧ください。こちらは、令和6年度の農業委員会事務局の予算でございます。主な項目のみ説明をさせていただきます。まず、上段の歳入予算ですが、一番上の県補助金とあります。こちらは、熊本市農業委員会が行っている事業であったり、委員さんの報酬などに対する県からの交付金になります。こちらが2,272万6,000円を計上しております。次に、下段の歳出予算ですが、一番上の人件費、これは職員の人件費になりますが、2億5,538万1,000円、続いて2行目の管理運営費、これは主に委員さんの報酬などになりますけれども、こちらが4,869万4,000円を計上しております。以上、令和6年度の年間総予算といたしましては、歳入歳出とも3億941万1,000円となっております。予算についての説明は以上です。

次に、右側2ページをご覧ください。こちらは、毎年公表しております熊本市の賃借料情報になります。既に市のホームページでも掲載しておりますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、基盤法に係る農地利用集積計画で報告されました10a当たりの年額の賃借料の平均額、最高、最低額の記載をしております。

次に、3ページ、こちらは令和6年6月1日現在での農業委員会の組織図になります。

次に、4ページには農業委員さんの名簿と、5ページ、6ページは最適化推進委員さんの名簿を載せております。どちらも、こちら令和6年4月15日の改選時点で作成したのものになりますので、修正がありましたら、適宜修正をよろしくお願いします。

次、7ページが、こちらは事務局と分室の担当業務の事務分掌になります。

最後、8ページには事務局と分室の連絡先や、それぞれの職員名を記載しております。今後の業務の参考にしていただければ幸いです。

以上で参考資料の説明を終わります。

議長 ただいま事務局より参考資料について説明がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同 異議なし。

議長 それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字

句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4時14分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年6月7日

議長 福原幸一

署名委員 菫村誠一

署名委員 網田稔

書記 前田啓史